

令和元年6月25日現在

機関番号：62601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K04801

研究課題名(和文) 集団活動を通じた不登校防止の取組に専門家の指導をいかす学校体制のあり方

研究課題名(英文) Ideal way of the school system which makes use of the guidance of an expert for the approach of school refusal prevention through group activity

研究代表者

中野 澄 (NAKANO, KIYOSHI)

国立教育政策研究所・生徒指導・進路指導研究センター・総括研究官

研究者番号：70741940

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：2年間にわたり、全国約1/3の都道府県(17～19府県)の77～80中学校において、在籍生徒すべてを対象に年間3回にわたり、欠席日数10日以上の子どもの推移と、該当生徒への指導状況を把握した。その結果、新たに不登校となる生徒を抑制するために必要なのは「集団指導」であり、そのために必要なのは「授業づくり」や「自主的・主体的活動の推進」であることが考察された。特定生徒へのきめ細かな対応にSCやSSWを活用することの目的は、新たな不登校生徒を防止することではなく、状況の重篤化や二次被害を防止することを主眼にすべきであることも確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今後、不登校対策に関わる専門家の学校への配置派遣がより進むことが期待される。ただし、専門家の活動の効果は「不登校児童生徒数の減少」や「未然防止の取組の推進」ではなく、特定生徒へのきめ細かな対応の充実に焦点化することが現実的である。一方で、不登校防止の推進には「集団指導」の取組の充実が不可欠であり、それは専門家よりも教員が担うべき職務である。このように専門家と教員の専門性を明確に区分し、効果検証の視点も変える必要があることを本研究で検証した。研究成果の周知に向け、全国小中学校教員には「生徒指導リーフ22」を示し、全国の教育委員会には「不登校の取組を点検・見直すための指導主事用資料」を配布した。

研究成果の概要(英文)：We investigated the number of students who were absent ten times more than ten times a year in 77-80 junior high schools of approximately 1/3 prefectures (17-19 prefectures) of the whole country over 28 and 29 fiscal years and confirmed support. As a result, "group guidance" such as "the making of class" and "promotion of voluntary, voluntary activity" was considered to be important for suppression of school refusal students. It was also confirmed that the purpose of using SC and SSW for specific responses to specific students is to focus on the severity of the situation and to prevent secondary damage.

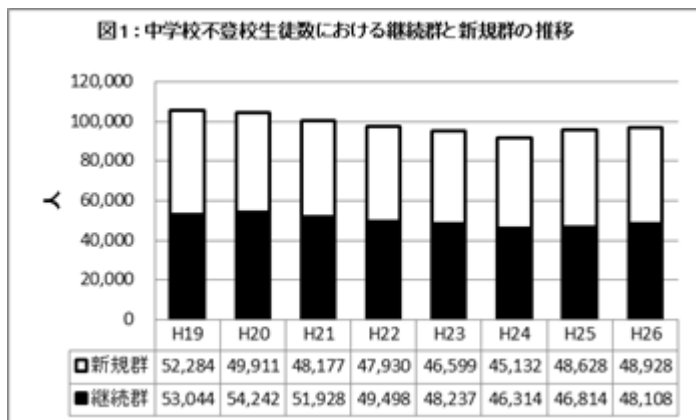
研究分野：生徒指導

キーワード：不登校 専門家の活用 新規群抑制 集団指導

1. 研究開始当初の背景

図1は、近年の中学校における不登校生徒数の推移である。平成19年度から継続して減少してきた不登校生徒数が、25年度から2年連続増加していることがわかる。

その要因を分析するために、各年度の不登校数を前年度から不登校が継続している生徒数(継続群)と当該年度に新たに不登校となった生徒数(新規群)に分類してみたところ、24年度までと25年度以降では不登校全体に占める継続群と新規群の割合に変化が生じていることがわかった。図の下欄にある実数を見ると19~24年度までは常に継続群が新規群を上回っていたのが、25~26年度は新規群が継続群を上回っている。このことからこの2



年間の不登校生徒数増加には、新規群の増加が影響していると考えられる。

こうした状況が一過性のものでなく、従前の対策だけでは新規群を抑えられない状況があるとすれば、新規群の抑制にどのような取組が有効であるかを検証し新たな対策を講じる必要がある。折しも、「チーム学校」「学校プラットフォーム化」の言葉が示すとおり、学校をベースに専門家や関係機関がネットワークを構築し個別課題に対応すべきという機運が高まり、専門家の拡充とともに常勤化も検討されている。そうした状況の下、今後、不登校対策で専門家が果たすべき重要な役割は、学校の機能をいかした取組への主体的関与であり、そのことと新規群抑制にいかなる関係があるのかを考察するのが本研究のねらいであり、新しさである。

いじめ問題への対処もあり、スクールカウンセラーだけでなくスクールソーシャルワーカーの学校配置も拡充傾向にある。多くの中学校において、その専門性を不登校防止のための日常的な指導に活用できる環境は整いつつあるといえ、その点からも本研究を行う意義がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、専門家の常勤職員化も視野に入れ、新規群抑制に向けた集団指導における専門家の関与の重要性と、それを可能とする学校体制のポイントについて、全国の中学校管理職や生徒指導主事、教育委員会指導主事に実証的データとともにわかりやすく示すことにある。

そのため、まず、10府県10市教育委員会に協力を得て、「問題行動等調査」をはじめ不登校に関するデータを広範囲に集め、データ分析で確認された「新規群抑制に効果を上げている中学校」を訪問、専門家や管理職にヒアリング調査を行う。これにより、効果を上げている学校に共通する組織体制や教職員の意識、専門家の役割について明らかにする。

次に、データ分析やヒアリング調査の結果をもとに、専門家や管理職の代表者からなる会議において、調査結果を「管理職の視点」「生徒指導主事の意識」「中核組織の位置づけや運営」「その他学校独自の工夫とその背景」「専門家からみた学校体制の評価」の5点で協議し、学校体制のあり方の具体としてまとめる。

3. 研究の方法

(1) 研究方法

広範囲でバランスのよい調査を進めるために、千人あたりの不登校生徒数が全国平均より高い府県、低い府県から各5市計10市教育委員会の指導主事で構成する①「調査委員会」を設置する。「調査委員会」の協力のもと、以下の②の調査を行い、抽出校で得られた結果の分析を、③「分析検討会議」及び④「総括会議」において学校管理職や専門家の視点で進め、効果的な学校体制のあり方についてまとめ、報告書を作成する。

表1 各種調査の名称と内容

「中1~2不登校生徒数調査」(28年度)	研究対象校を決定するための調査。10府県10市所管の全公立中学校(約400校)に対して27年度中1・中2不登校生徒数を調べ、特に新規群の抑制に効果をあげている学校を抽出し研究対象校とする。
「欠席日数調査」(28~29年度)	研究対象校の全生徒を対象に、欠席日数が10日以上超えた生徒数を年3回把握する調査。
「個別状況調査」(28~29年度)	上記で把握した全生徒の欠席理由や前年度の不登校の履歴の有無、現在の支援状況(教員及びSC、SSWの関与状況)と欠席日数の推移を年3回把握する調査。
関係者へのヒアリング調査(28~29年度)	新規群抑制につながる取組を調査するため研究対象校を訪問、関係者(以下に例示)に対して行うヒアリング調査。 ・管理職...SCやSSW等の活用に関する考え方、生徒指導の中核組

	織への専門家の活用に関する働きかけ ・生徒指導主事... S C や S S W 等の活用に関する考え方、生徒指導の中核組織における専門家の位置づけと具体的な活動、専門家の全教職員に与える影響 ・S C 及び S S W... 専門家から見た学校体制や教職員の意識に関する評価 ・教育委員会指導主事... 学校体制や教職員の意識に関する評価
「不登校生徒数調査」 (28～29年度)	平成28・29年度末に研究対象校における当該学年の不登校状況を把握するために行う不登校生徒数を把握する調査。
海外視察 (28・29年度)	S C や S S W を常勤職員として雇用している国(英国・アメリカ合衆国を想定)における「管理職の視点」「教員の意識」「中核組織の位置づけや運営」「専門家からみた学校体制の評価」について取材し、研究対象校の取組との共通点や相違点を明らかにすることで、日本の学校教育における専門家活用の可能性について考察するための視察。

(2) 各種会議の名称・構成員と協議等内容

- ① 「調査委員会」10府県10市教育委員会の指導主事で構成。調査委員は上記調査の結果を定期的に情報提供するとともに、上記ヒアリング調査に関する関係者との調整を行う。
- ② 「分析検討会議」28年度実施の「関係者へのヒアリング調査」を受け、配置校で効果的な活動を行っているS C やS S Wを5名、不登校防止につながるS C等の活用について学校規模や地域を問わず可能で有効な取組を行っている学校管理職を5名選び「分析検討会議」を組織、29年度の「関係者へのヒアリング調査」の内容(調査の視点や次年度以降の聞き取り内容等)や分析方法等について協議する(計2回)。
- ③ 「総括会議」最終年度の30年度には、調査研究を総括するため「調査委員会」「分析検討会議」の構成員より8名を選び「総括会議」を組織し、年2回の協議を行う。「総括会議」での協議と並行して、3年間のデータ等やヒアリング調査の内容を整理し、「集団活動を通した不登校防止の取組に専門家の指導をいかす学校体制のあり方」という研究課題に対して事例も含め報告書としてまとめる。

(3) 研究方法の実際

「調査委員会」委員数及び「抽出校(協力校)」数の状況

できるだけ広範囲の協力を得るため働きかけを進めた結果、「調査委員会」の委員数は、当初計画数の2～3倍程度の人数(計画...10市 実際...28年度33市町・29年度23市)となった。委員の増加に伴い、協力校も増加(計画...20校程度 実際...28年度77校、29年度80校)した。(表2参照)。

表2 調査委員会委員・協力校(調査委員会での協議により府県・市町・学校名は非公表)

28～29年度「協力校」変更なし			年度間で「協力校」追加・辞退あり			28年度のみ「協力校」			29年度のみ「協力校」																
府県名	委員	協力校	府県名	委員	協力校	府県名	委員	協力校	府県名	委員	協力校														
		28年度 29年度			28年度 29年度			28年度			29年度														
A県	A01市	A01-1中	B県	B03市	B03-1中	D県	D02町	D02-1中	E府	E06市	E06-01中														
		A01-2中			B03-2中			D03町			D03-1中	L県	L02市	L02-1中											
		A01-3中		E府	E04市		E04-1中	L県		L01市	L01-1中	M県	M市	M01-1中	P県	P02市	P02-1中								
		A01-4中					E04-2中				E05-01中						L01-3中	M01-2中	P02-2中						
		A01-5中					H01-1中				E05-02中						L01-4中	M01-3中	P02-3中						
B県	B01市	B01-1中	H県	H01市	H01-2中	M県	M01市		M01-1中		N県						N01市	N01-1中	O県	O01市	O01-1中				
		B02市			B02-1中				H01-3中												M01-2中	N02市	N02-1中	O01-2中	
	C県	C01市	C01-1中	I県	I01市			I01-1中	N県	N02市		N02-1中	O01市	O01-1中	O01-1中	T県					T01市	T01-1中			
			C01-2中					I01-2中				N03市										N03-1中	O02市	O02-1中	U01-1中
			C01-3中					I01-3中				O01市										O01市	O01-1中	O01-1中	O01-1中
			C01-4中			I01-4中	O02市	O02-1中			O02-1中						U01-3中								
			C01-5中			I01-5中	O03市	O03-1中			O03-1中						V県	V01市	V01-1中						
			C01-6中			I01-6中	O04市	O04-1中	O04-1中	V01-2中															
			C01-7中			I01-7中	O05市	O05市	O05-1中	O05-1中	P県	P01市	P01-1中												
			C01-8中	J01-1中	K01-1中	K01-1中			P01-2中																
C01-9中	J県	J01市	J01-2中	K01-2中	K01-2中	P01-3中																			
D01市			D01-1中	K01-3中	K01-3中	P01-4中																			
D県	D01市	D01-2中	K県	K01市	K01-4中	O県	O01市	O01-1中	Q県	Q01市			Q01-1中	R県	R01市	R01-1中									
		E01-1中			K01-5中			O02市			O02-1中	S県				S01市	S01-1中								
	E01-2中	E府			E01市			E01-3中			O03市	O03市					O03-1中	P01市	P01-1中						
	E01-4中							O04市								O04-1中	R01市			R01-1中					
	E01-5中							O05市								O05-1中					S01市	S01-1中			
	E01-6中		O01市	O01市		O01-1中	T01市	T01-1中																	
	E01-7中					O02市			O02-1中																
	E01-8中					O03市			O03-1中																
	E01-9中		F県	F01市		F01-1中			U01市	U01-1中															
	E01-10中					F01-2中					V01市	V01-1中													
E府	E02市	E02市	E02-1中	V01市	V01-2中																				
			E02-2中																						
			E03-1中																						
			E03-1中																						
F県	F01市	F01市	F01-1中			V01市	V01-2中																		
			F01-2中																						
G県	G01市	G01市	G01-1中	V01市	V01-2中																				
			G01-2中																						
			G01-3中																						
			G01-4中																						

関係者ヒアリング調査実施校

各種調査及び各種会議の実施状況

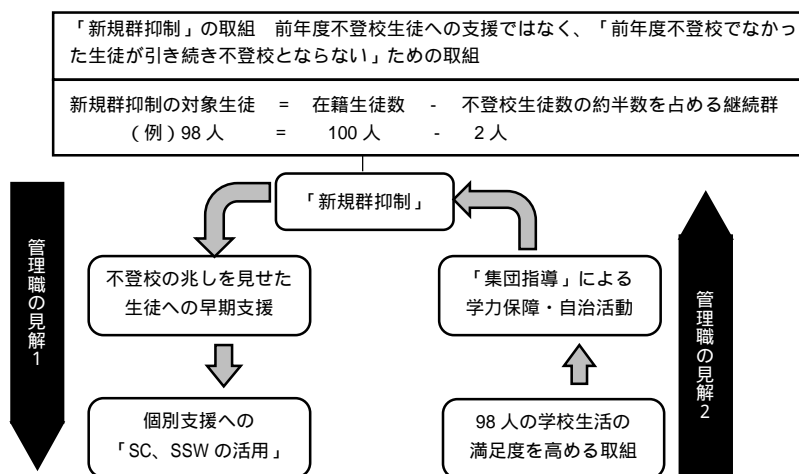
各種調査については、計画通り実施した。協力校が大幅に増加したことから、関係者の負担軽減と効率的な日程調整を可能とするため、「分析検討会議」や「統括会議」は、一堂に会する「本部召集型」から、筆者が各地域を訪問し現地で会議を行う「現地訪問型」へと改めた。

4. 研究成果

(1) 新規群抑制に関する管理職の2種類の見解

管理職へのヒアリング調査の結果を図に示すと以下ようになる。「新規群の抑制を図る」ことが発想のスタートになると、「管理職の見解1」のとおり、特定の生徒（「発達に課題がある生徒」や「行きしぶりのある生徒」「家庭環境に課題のある生徒」）に対する早期支援のための「専門家（SC、SSW）の活用」がイメージされる。ただし、その取組は一部生徒への「個別支援」であり、全生徒対象の「集団指導」とはならない。一方で、新規群対象生徒のボリューム（98/100）を示し、対象生徒の全てを満足させるための取組を問うと、「管理職の見解2」のとおり、「集団指導」となる。ただ、「集団指導」の主体は授業者で自治活動の支援者となる教員であり、その取組に「SC、SSWの活用」が必要とはならない。

図1 「新規群抑制」「集団指導」「専門家の活用」に関する管理職の見解1・2



(2) 「管理職の見解1」の検証

28年度「協力校」77中学校「個別状況調査」集計結果

図2は、4～7月の欠席10日以上生徒数とSCの関与状況をまとめたグラフである。7月時点で30日以上欠席している長期欠席者は803人となっており、そのうち欠席理由が不登校である生徒（不登校生徒）は665人となっている。SCの活動状況をみると長期欠席者の32%に当たる254人に関与している。不登校生徒では31%に当たる205人に関与している。しかし、これらの数値は新規群抑制とは関係がない。新規群抑制に関係するのは、まだ長期欠席者ではない「欠席日数10～29日の生徒」の667人である。SCはその23%に当たる154人に関わっており、SCが関与した408人の38%が新規群抑制の対象生徒となっている。

図3は、4～12月の欠席10日以上生徒数とSCの関与状況をまとめたグラフである。12月時点で30日以上欠席している長期欠席者は1,498人となり、そのうち不登校生徒は1,136人となっている。SCは長期欠席者の31%に当たる459人に関わっている。不登校生徒では32%に当たる361人に対応している。新規群抑制については、「欠席日数10～29日の生徒」386人の23%に当たる88人に関わっており、SCが関与した547人のうち16%が新規群抑制の対象生徒となっている。第1回調査と比較して、SCの関与人数は139人増加したが、新規群抑制の対象生徒への関与は66人減少している。

図4は、4～3月（年間）の欠席10日以上生徒数とSCの関与状況をまとめたグラフである。年間30日以上欠席した長期欠席者は1,909人で、そのうち不登校生徒は1,305人となった。SCは長期欠席者の28%に当たる537人に関わっている。不登校生徒1,305人に限ると、その31%に当たる407人に対応している。新規群抑制については、「欠席日数10～29日の生徒」122人の26%に当た

図2 第1回調査にみるSCの関与状況

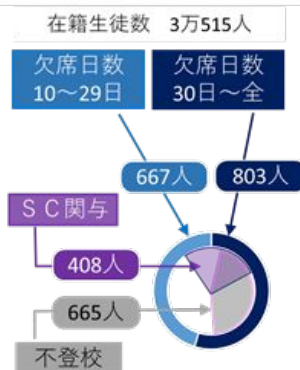


図3 第2回調査にみるSCの関与状況

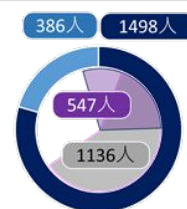
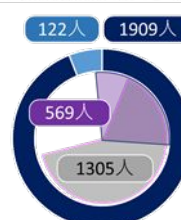


図4 第3回調査にみるSCの関与状況



る 32 人に関わっており、S C が関与した 569 人のうち 6% が新規群抑制の対象生徒となっている。第 2 回調査と比較して、S C の関与人数は 22 人増加したが、新規群抑制の対象となる生徒への関与は 56 人減少している。

調査のたびに S C の関与数が増加している一方で、新規群抑制の対象生徒への関与数が減少しているのは、欠席日数 30 日未満の段階で関わった生徒が、次の調査では欠席日数 30 日を超えているケースが多いからである。つまり、S C が不登校の兆しのある時点で関わっても新規群を抑制するわけではないことがわかる。（紙面の都合上、詳細は省くが、SSW に関しても同様のことがいえる調査結果となった。）

(3) 「管理職の見解 2」の考察

28 年度「新規群抑制」に顕著な効果が見られた協力校 3 校へのヒアリング調査

29 年度にヒアリング調査を行ったのは、以下の 3 校である（表 2 参照）。なお、どの学校にも生徒指導担当者以外に、生徒指導に特化して活動する教員が加配（以下、「加配教員」）されていた。

表 3 「指定校」の在籍数及び新規群の推移

学校名	B03-1		E02-2 中		N02-1 中	
	H27 585 人	H28 576 人	H27 706 人	H28 700 人	H27 538 人	H28 514 人
H27 28 新規群の 数値比較						

3 校の管理職へのヒアリング調査からは、以下の 3 点が確認できた。

- ・多くの生徒の学校生活への満足感の高まりが「新規群の抑制」につながることを管理職が得心している。
- ・日常の教育活動を見直す意識を高めるための体制づくりや中核教員の位置づけを工夫している。
- ・「集団指導」の中核の役割は、必ずしも生徒指導主事が担っているわけではない。

実際の「集団指導」の取組は学年主任を中心に行われている場合が多く、加配教員がいなければ「新規群抑制」はできないわけではない。ただ、加配教員がいることで、「新規群抑制」に向けた教員の意識向上や、計画的な取組の推進が図られたことは事実である。

今回は、顕著な成果の出た学校に限った調査であったため、「管理職の見解 1」との単純な比較はできないが、「集団指導」を充実させるためには、教員の同僚性を高める仕掛けが必要であることが推測された。また、「専門家の活用」の必要性について 2 校の管理職は触れず、残り 1 校の管理職も「集団指導」から少し距離を置いている生徒への支援策として「専門家の活用」を考えていたのが印象的だった。

以上の研究内容を基に、「新規群抑制」「集団指導」「専門家の活用」の関係性をまとめると、図 5（次ページ参照）のとおりとなる。

「新規群抑制」のために必要な「集団指導」を推進する学校体制のあり方と、「特定生徒へのきめ細かな対応の始まり」に「専門家の活用」を円滑につなげる学校体制のあり方は異なる。また、配置派遣回数が増加しても、現時点での「専門家の活用」は、「個別指導」の充実を優先する方が有効であることも確認された。集団指導における専門家の関与の重要性とは、あくまでも集団指導で場面での専門家の観察を通じて支援が必要な特定の児童生徒を早期に確認することに重点が置かれるべきであり、集団指導そのものへの関与は、むしろ加配教員が担当する方が有効であることも確認された。

5. 主な発表論文等

〔その他〕

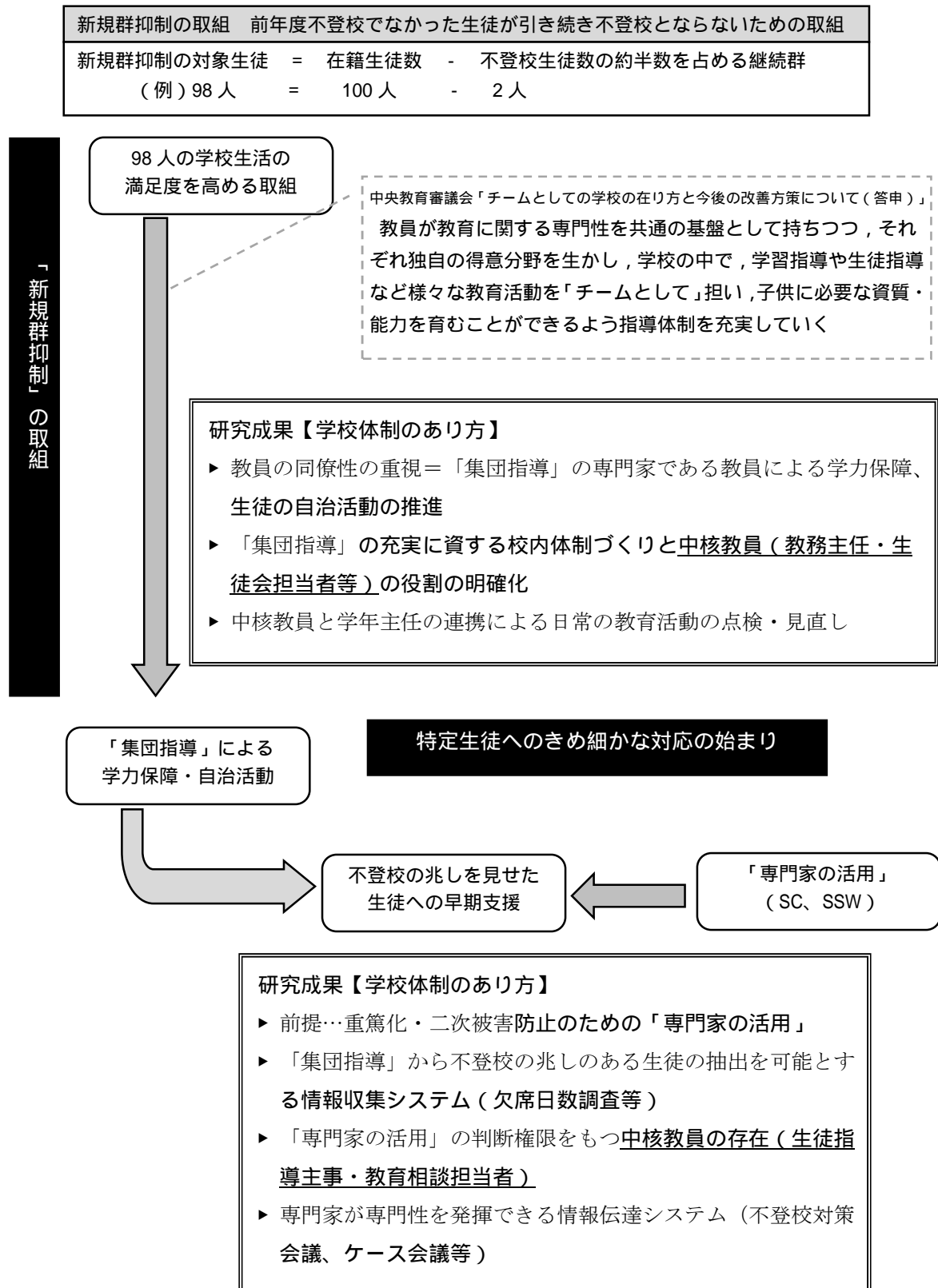
ホームページ等

(1) 国立教育政策研究所 HP に本研究の成果を指導主事用資料として、専門家の活用のタイミングや集団指導の強化の重要性をまとめた成果物を掲載するとともに、全国すべての教育委員会に紙媒体として配布した。 <https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/pdf/h3103.pdf>

(2)新規群と継続群の考え方やそれぞれの取組の違いを簡潔にまとめた「生徒指導リーフ22」を作成し、同HP上に掲載した。https://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf22.pdf

6. 研究組織（研究分担者なし）

図5 「新規群抑制」「集団指導」「専門家の活用」の関係性と2つの学校体制



科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。